

平成29年度

# 町県民税申告相談会 開催のお知らせ

## ◆ 申告の必要な方（申告しなければならない）

《平成29年1月1日現在、下郷町に住所を有し、次に該当する方》

- ① 農業、商業、建設業、サービス業など各種事業の事業所得者
- ② 地代、家賃、配当、譲渡所得などの収入のあった方
- ③ 給与所得者で、次に該当する方
  - (ア) 勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方
  - (イ) 給与以外に農業、地代、家賃、配当などの収入のあった方
  - (ウ) 平成28年中の途中で就職、又は退職し年末調整を行っていない方
  - (エ) 臨時に雇われ、給与収入のあった方
- ④ 公的年金の受給者で、次に該当する方
  - (ア) 公的年金以外に農業、配当、地代、家賃、個人年金などの収入のあった方
  - (イ) 臨時に雇われ、給与収入のあった方

### ⑤ 無収入の方でも

国民健康保険加入世帯、児童扶養手当受給者、障害年金受給者、国民年金保険料免除申請者、特定疾患認定申請者等は課税証明(所得・控除・課税状況等)が必要な方は申告が必要です。

※申告がない場合は、国民健康保険税の軽減、手当等の支給が遅れる、証明書が発行できないなど不都合を生じることがありますのでご注意ください！

## ◇ 申告の義務がない方（申告してもしなくてもよい）

① 公的年金以外に収入がない方は、申告の義務は、ありません。

※ただし、扶養親族・医療費・生命保険料・寄附金・寡婦（寡夫）などの控除を追加する場合は申告が必要です！

### 注意

日本年金機構に平成28年分の扶養親族等申告書(はがき等)で申告している控除を変更する場合

② 勤務先から町に給与支払報告書が提出され、その他に所得や控除がない方

③ 税務署へ確定申告をする（した）方

**◇ 公的年金以外に収入がないが、公的年金から所得税が源泉徴収されている場合、申告により所得税が還付になる場合がありますので、この場合は申告することをお勧めします。**

## 【申告相談会の注意点】

### ◆ 申告会場の受付について

受付は世帯単位の受付となり、同世帯の2名以上の方は別々に申告できませんので、ご協力願います。

## 【各所得控除について】

### ◆ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について

住宅ローン控除を受けるには、年末調整または確定申告を行えば控除の適用となります。  
(※年末調整や確定申告で、所得税の住宅ローン控除を受ける方の手続きは、今までと変わりません。)

- ① 平成 28 年中に入居されて、初めて所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方は、初年度（1 回目）は税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告が必要です。
- ② 年末調整が済んで、勤務先から給与支払報告書が町へ提出されている場合は、給与支払報告書に必ず住宅借入金等特別控除可能額および居住開始年月日が記載されている必要があります。
- ③ 年末残高等証明書の摘要に「連帯債務者 氏名」の表示がある場合は、年末残高を個人持分に按分して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(税務署発行)に記載して計算して下さい。

### ◆ 扶養控除等について

16 歳未満の年少扶養親族の給与支払報告書の記載もれや申告書の記載もれがあったときは、住民税額や保育料等の医療・福祉制度等に影響が生じる可能性があります。

記載もれの 16 歳未満の扶養親族がいれば、必ず申告時に申し出て下さい。

### ◆ 医療費控除について

◇医療費控除の領収書は1月～12月分となりますが、同一生計が要件となるために、この期間に医療を受けた人および医療機関ごとに事前に合計金額を集計して領収書をご持参願います。

合計金額がわかりませんと申告時間が多大となりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

※ねたきり老人等のおむつに係る費用について、「おむつ使用証明書」(医療機関の発行)

又は、「介護保険主治医意見書」の記載内容を確認した書類 (健康福祉課福祉係発行) を受けた場合で、おむつ代の領収書がある場合は医療費控除の対象とされます。

◇「医療費を補填する保険金等」がある場合、該当する医療費の総額から差し引かれます。

※「医療費を補填する保険金等」とは、高額療養費、損害・生命保険契約等の医療保険・入院給付金等

### ◆ 障がい者控除について

◇ 平成 28 年 12 月 31 日現在で身体障がい者手帳等の交付を受けている方

※身体障がい者手帳等を持参願います。

◇ 平成 28 年 12 月 31 日現在で身体障がい者手帳等の交付を受けている方以外でも

介護保険法に基づく要介護認定者で障がい者控除に該当する場合がありますので、申告前に手続きし証明書の交付を受けて下さい。(障がい者に該当するかどうかは、下記までお問合せ願います)

※交付された証明書を持参願います。

#### ◎手続きの方法

上記証明を希望する方（あるいは代理人）は、該当者の住所・氏名及び介護保険被保険者証と対象者（又は代理人）の印鑑を持参のうえ、下郷町役場 健康福祉課 福祉係の窓口にお出で下さい。（前年に申請された方も、状態の変更を再確認するため毎年の申請が必要です。）

証明書等についてのお問い合わせ先 健康福祉課 福祉係 ▶ TEL 69-1199

**※申告の際、必要書類に不備がある場合は、当日の申告受付ができない場合があります。**

**その場合、後日別会場で申告するか、税務署での申告となりますので、ご注意ください。**

## ◆ 申告の際に持参するもの（1月～12月の収入・支出関係書類）

- ① 農業所得のある方（**農業経費は種類ごとに集計**して持参願います。）
- (ア) 販売した農作物の出荷伝票、仕切書、請求書、領収書（控）等
  - (イ) 自家消費（自宅用、兄弟親戚知人等への贈答用）した農作物の種類・数量の記録
  - (ウ) 農業にかかる経費の領収書・農協のマネジメント書類等（1年分）
  - (エ) 収支内訳書（帳簿）**（平成26年1月から義務化されました）**
  - (オ) 前年申告時の申告書 など
  - (カ) **利子割料等の借入金の利子を経費とする場合は、償還表等の支払利子が分かる資料**

※ 農業所得の申告は収支計算となりましたので、上記のものを必ずご用意願います。

### ※ 収支内訳書

経費ごとに正しく集計して下さい。整理されないと受付時間が長くなり、他の申告者ご迷惑となりますのでご協力ください。

- ② 営業・不動産所得等のある方（**営業経費は種類ごとに集計**して持参願います。）

- (ア) 収支内訳書（収入、支出のわかるもの）
- (イ) 経費全般の領収書、収支内訳書（帳簿）**（平成26年1月から義務化されました）**
- (ウ) **利子割料等の借入金の利子を経費とする場合は、償還表等の支払利子が分かる資料**

- ③ 給与所得者・年金受給者

- (ア) 勤務先、日本年金機構などで発行された**源泉徴収票原本**

- ④ その他

- (ア) 印鑑
- (イ) **申告者及び扶養親族の①マイナンバーカード又は、②番号及び身元が確認できる書類**
  - ① **マイナンバーカードがある場合は、マイナンバーカードのみ**
  - ② **マイナンバーカードがない場合は、下記の番号及び身元が確認できる2種類**  
**（番号確認書類）番号通知カード・住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの）等**  
**（身元確認書類）運転免許証・保険証・パスポート・身体障害者手帳等**
- (ウ) 国民健康保険税領収書（平成28年中に支払った分）
- (エ) 介護保険料領収書（平成28年中に支払った分）
- (オ) 後期高齢者医療保険料領収書（平成28年中に支払った分）
- (カ) 国民年金保険料の控除証明書（日本年金機構送付）又は領収書（平成28年中に支払った分）
- (キ) 各種保険料控除証明書（生命保険、個人年金、地震保険等）
- (ク) 小規模企業共済法による共済契約に基づく掛金証明書
- (ケ) 平成28年中に支払われた医療費の領収書と保険等で補填された金額のわかるもの
- (コ) 身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書（役場：健康福祉課発行）
- (サ) 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票等）
- (シ) 税務署より送付された確定申告書一式は必ずご持参ください。
- (ス) **預金通帳及び通帳印**  
（確定申告による所得税の納税や還付は原則口座振替で行われます。）

## ☆ 白色申告の方の 記帳・帳簿等の保存制度について

平成26年1月から事業や不動産貸付等を行う全ての方は、**記帳と帳簿書類の保存が必要**となりました。

### ・対象となる方

事業所得（農業含む）・不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

### ・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。